

2015年5月27日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
常務理事 今子 さゆり

世界最先端IT国家創造宣言に対する意見について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴本部より去る5月1日より開始されました掲題「世界最先端IT国家創造宣言」に対する意見募集に関して、下記のとおり日本知的財産協会からの意見を申し述べます。

つきましては、今後の「創造宣言」の推進方策や改定検討に当協会意見をご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 目指すべき姿として上げられている、「革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会」というテーマを実現する上では、情報通信技術の発達に対応した著作権法制度の基盤整備が、重要な課題となると考えています。

中でも、日々刻々と変化する情報通信技術の発展に対応していくため、著作権法の権利制限規定のあり方の検討や、現在の規定の見直しに向けた取組みを重点的、継続的に行っていただくようお願いしたいと考えています。

例えば、ビッグデータの利活用を進めるにあたっては、検索・解析対象となる素材の中に著作権による保護対象となるコンテンツが含まれる場合があります。

このような検索・解析自体は、著作物を本来の用途で利用するものではなく、著作権者への経済的影響も生じないものであり、実施に際して著作権者から個別に許諾を受けることも現実的ではありませんが、検索、解析等を行う事業者や、そのような事業者にプラットフォームを提供する事業者の行為が現在の著作権法の権利制限規定によってカバーできないため、サービスを提供できない、あるいは、提供できるサービスの内容に制約が生じる、という声も出ており、既存の権利制限規定の柔軟化や、一定の弾力性を備えた権利制限規定の創設等、見直しに向けた不断の取組みが必要であると考えます。そして、ビッグデータの利活用が国境を越えて行われていることに鑑み、著作権法の分野においても国際的な制度調和に向けた働きかけを進めていくべきであります。

また、教育環境のIT化を進めていく上でも、デジタル教科書・教材等に関する著作権の取扱いが極めて重要になります。著作権者の保護に十分配慮しつつ、最先端の情報通信技

術を効率的に活用したIT教育を実施できるように、著作権法上の権利制限規定の柔軟化等、ITの進展に伴い対応が可能となるよう権利制限規定の見直しを早急に進めていただくようお願いしたいと考えます。また障碍者の著作物利用についても、健常者による著作物利用と遜色のない環境をITの活用によって実現できるようになりますが、著作権法上の権利制限規定の整備が追い付いておらずITを活かしきれない状況にあるものと考えます。同様に権利制限規定の柔軟化等の見直しを進めていただくようお願いいたします。

2. 目指すべき社会・姿を実現するための取組みとして、起業家精神を創発するための取組みを推進すること、そのために「オープンイノベーション」の推進等を図ることが宣言されていますが、これらについては、弊協会は賛同するところであります。

この点に関し、著作権の観点で意見を述べますところ、現在の著作権法の下では、著作権の利用許諾を受けるライセンサーの地位が法的に十分保護されておらず、そのことが、信用力が弱いベンチャー企業が開発したソフトウェア等の利用や、開発等における連携を躊躇させる一因となっている、という指摘があります。

そこで、平成23年の特許法等の改正によって導入された通常実施権等の当然対抗制度を参考に、著作権法においても、ライセンサーの法的地位の安定性を確保するための方策をご検討いただきたいと考えます。

3. 宣言文には、インターネット（クラウド）上で、多くの知的財産の発生を予測することが出来るような推進がなされることが記載されています。しかし、それに伴う知的財産権の取り扱い、そこで生まれる発明・創作の帰属についての対策が明確に示されておりません。今後は著作権、特許、営業秘密などの産業財産権についてもITがもたらすパラダイムのシフトにあわせた柔軟かつ迅速な対応が必要になるものと思われます。知的財産制度がITの利活用の足かせとなるのではなく、増進させる方向で機能するような施策展開を省庁横串の体制のもと図って頂くようお願いいたします。

(1) 体制の面でも知的財産という観点も考慮いただきたいと考えます。同宣言文の2～3ページに貴本部の機能及び、方針として下記のような記載がございます。『我々は、これまでITの利活用が進まず、その成果を社会に十分に還元できなかった反省を踏まえ、ITに関する政府全体の戦略について、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議などとも連携し、総合的に取りまとめていく司令塔として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の呼称を「IT戦略本部」から「IT総合戦略本部」としたところであり、この「IT総合戦略本部」が、省庁の縦割りを排して、省庁横断的な課題について積極的に横串を通して、司令塔機能を發揮することが不可欠である。』

貴本部の統制の下、IT推進されることを歓迎されるところですが、ITに密接に関係する知的財産の取り扱いはここには明確にされておりません。産業競争力強化には知的財産も

欠かせないところ、IT 戦略には、知的財産に係る関係省庁のご対応も必要とかんがえます。

(2) インターネット（クラウド）上での知的財産の取り扱いについて、

宣言の以下に示す項には、インターネット上での各種の知財を含む活動が計画されています。例えば、項「III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組」の「1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」の、「(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」の項に、以下のように記載されております。

『行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。』

また、同項「②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」の欄には、『「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。』との記載があります。

また、「IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携」の項には、『IT・データを利活用し、社会の発展や産業の活性化につなげるためには、絶え間ない先端技術の研究開発が重要であるとともに、それをいかに社会に実装していくかが重要である。』

以上の記載を考察しますところ、今後は今までよりも更に、ビッグデータに関連した新規のプログラム開発などが行なわれ、それに伴って多くの特許権や著作権などの知的財産権が生まれると思われます。

その際、これら知的財産権がインターネット（クラウド）上で動作する対象に対するものであった場合、権利の及ぶ範囲や、実施および利用の主体が不明確になることが予想されるところです。

かかる状況下での知的財産権の取り扱いに関して、産業財産権の取り扱いについては、産業構造審議会知的財産分科会において「法制小委員会」から『ネットワーク化に対応した特許法・商標法等の在り方について』が平成13年2月に報告されておりますが、最近は検討がされていないようです。

(3) インターネット（クラウド）上での発明・創作の帰属について

宣言の「III.目指すべき社会・姿を実現するための取組」の「(3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等」の項には、『IT を積極的に活用することにより、広く国民が起業家精神（アントレプレナーシップ）を發揮できる社会を構築するとともに、いわゆる、「オープンイノベーション」の推進等により、新事業・新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。また、3Dプリンターの活用等により、デジタル化された新しいモノづくりの時代にいち早く対応するなど、我が国の競争力強化に積極的に取り組む。』と記載されています。

以上の記載によれば、今後は今までよりも更に、「オープンイノベーション」の活用が促進され、それに伴って多くの特許権や著作権などの知的財産権が生まれます。知の共鳴により知的財産権が複数の当事者による連携で発明・創作される機会が益々増えてくると思われ、権利の帰属が不明確になることが予想されます。特に、インターネット（クラウド）上での連携であったときには、顕著になると思われるため、何らかの方向性を議論するのが望ましい時期に差し掛かっているのではないかと考えます。

IT の利活用を加速することにより、付隨して知的財産制度のあり方についても様々な課題が生じるところです。これまで知的財産制度は IT 環境の進歩のスピードについて行けずにはどうしても後追いの対応を迫られてきました。そのために、技術流出問題や、知財に関するサイバー上での模倣・贋造販売などの犯罪が横行しているのが現状です。IT 環境の促進に関して、国家としての方向性やロードマップを示して取組むのに合わせて、今後顕著になると考えられる知的財産上の問題を予測し、むしろ先取りして議論をした上で対応を図ることが必要と思料いたします。特に、上に述べましたように産業財産権について IT がもたらすパラダイムのシフトにあわせた柔軟かつ迅速な対応が必要になるものと思われます。知的財産制度が IT の利活用の足かせとなるのではなく、増進させる方向で機能するような施策展開を省庁横串の体制のもと図って頂くようお願いいたします。

以上

連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会

事務局長 西尾信彦

電話: (03)5205-3432

E-Mail: nishio@jipa.or.jp